

福岡県医第295号(地)
平成21年 5月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

今般、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」及びその関係政省令等が平成21年4月1日から施行され、その内容について別添のとおり厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しましても本件の周知及びハンセン病に関する啓発活動、ハンセン病の外来治療及びハンセン病療養所入所者に対する委託治療の実施等の協力依頼が日本医師会を通じてまいりました。

ハンセン病については、国の隔離政策に起因し、患者であった者等が受けた被害の回復には、未解決の問題が多く残されています。今回の法は、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、必要な事項を定めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知協力方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当・地域保健副担当理事
地域保健担当理事
会長

毛利康茂
名取一幸
丸山 泉

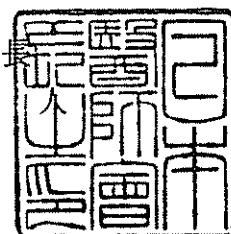


日医発第125号（地Ⅲ21）

平成21年4月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」及びその関係政省令等が平成21年4月1日から施行され、その内容について別添のとおり厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しましても本件の周知及びハンセン病に関する啓発活動、ハンセン病の外来治療及びハンセン病療養所入所者に対する委託治療の実施等の協力方依頼がまいりました。

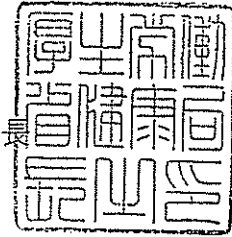
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健 発 第 0401009 号
平 成 21 年 4 月 1 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より多大な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）」及びその関係政省令等が平成21年4月1日から施行されることとなり、その内容について別添のとおり各都道府県知事及び各国立ハンセン病療養所長あて通知したところであります。

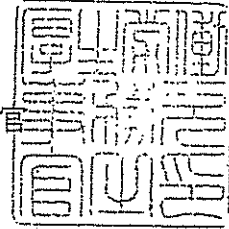
つきましては、貴職におかれても、御了知の上、会員及び各都道府県・郡市区医師会に対する周知及びハンセン病に関する啓発活動、ハンセン病の外来治療及びハンセン病療養所入所者に対する委託治療の実施等に際しての協力につき、特段の御配慮をお願いいたします。



厚生労働省発健第 0401032 号
平成 21 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成 20 年法律第 82 号をもって公布され、これに伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条に規定する援護に関する政令（以下「令」という。）が、平成 21 年政令第 22 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が、平成 21 年厚生労働省令第 75 号をもって、厚生労働省設置法第 16 条第 9 項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（以下「利用省令」という。）が、平成 21 年厚生労働省令第 85 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所告示」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 236 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下「厚生労働大臣が定める者告示」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 237 号をもって、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（以下「死没者改葬費支給規程」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 238 号をもって、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程等の一部を改正する件が、平成 21 年厚生労働省告示第 239 号をもって公布され、いずれも平成 21 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。その制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その施行に遺憾なきを期されたい。

なお、参考までに、本件に関する各国立ハンセン病療養所長あて通知の写しを添付する。

記

第 1、制定の趣旨

らい予防法（昭和 28 年法律第 214 号。以下「予防法」という。）を中心とする国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた被害については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）により、精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題について解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた被害

の回復には、未解決の問題が多く残されている。今回の法は、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、必要な事項を定めるものである。(法前文及び法第1条関係)

第2 総則に関する事項

1 定義

- (1) 法における「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所をいうこと。(法第2条第1項関係)
- (2) 法における「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成13年厚生労働省告示第224号）第1項各号に掲げるハンセン病療養所（以下「厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所」という。）をいうこと。(法第2条第2項及びハンセン病療養所を定める告示関係)
- (3) 法における「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下「廃止法」という。）により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいうこと。(法第2条第3項関係)

2 基本理念

- (1) ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならないこと。(法第3条第1項関係)
- (2) ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならないこと。(法第3条第2項関係)
- (3) 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。(法第3条第3項関係)

3 国及び地方公共団体の責務

国は、第2の2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。(法第4条関係)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。(法第5条関係)

4 ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置

国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患

者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第6条関係)

第3 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障に関する事項

1 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第3の3及び第4の1を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。こと。(法第7条関係)

2 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所

(1) 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病患者であつた者と国との間で合意された平成14年1月28日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立している者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。こと。(法第8条第1項及び厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所告示関係)

(2) 国は、(1)により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。こと。(法第8条第2項関係)

3 国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置

国は、入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所者している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第9条関係)

4 意思に反する退所及び転所の禁止

国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならないこと。(法第10条関係)

5 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置

(1) 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。(法第11条第1項関係)

(2) 地方公共団体は、(1)の国の施策に協力するよう努めるものとする。こと。(法第11条第2項関係)

6 良好な生活環境の確保のための措置等

国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができること。また、当該措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならないこと。
(法第12条関係)

7 福利の増進

国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。こと。(法第13条関係)

第4 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助に関する事項

1 社会復帰の支援のための措置

国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第14条関係)

2 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給

- (1) 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。こと。(法第15条第1項関係)
- (2) 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。こと。(法第15条第2項関係)
- (3) ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な事項は、規則で定めること。(法第15条第3項及び規則関係)
- (4) 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができないこと。(法第15条第4項)

3 ハンセン病等に係る医療体制の整備

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。こと。(法第16条関係)

4 相談及び情報の提供等

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第17条関係)

第5 名誉の回復及び死没者の追悼に関する事項

国は、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意

を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費（以下「国立ハンセン病療養所等死没者改葬費」という。）の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。（法第18条関係）

なお、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費の支給に関し必要な事項は、死没者改葬費支給規程で定めること。（死没者改葬費支給規程関係）

第6 親族に対する援護に関する事項

1 親族に対する援護の実施

入所者の親族に対する援護については、廃止法第6条に基づき行われていたところであるが、法においても引き続き行うものとしたこと。また、その対象、種類及び範囲については、従前と同一とし、その内容については、以下のとおりとしたこと。

- (1) 援護は、入所者等の親族のうち、当該入所者等が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者に対して行われるものとしたこと。（法第19条第1項関係）
- (2) 援護の種類は、生活援助、教育援助、住宅援助、出産援助、生業援助及び葬祭援助の6種類としたこと。（法第19条第4項及び令第1条関係）
- (3) 援護の範囲は、葬祭援助を除く前記援助について、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づくこれに相当する援助の範囲と同一としたこと。なお、葬祭援助については、生活保護法第18条第2項に規定する葬祭扶助の範囲に相当する援護の範囲が設けられていないこと以外は、同法に基づく葬祭扶助の範囲と同一としたこと。（法第19条第4項及び令第1条関係）

2 都道府県の支弁

都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならないこと。（法第20条関係）

3 費用の徴収

- (1) 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治29年法律第89号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができること。（法第21条第1項関係）
- (2) 生活保護法第77条第2項及び第3項の規定は、(1)の場合に準用すること。（法第21条第2項関係）

4 国庫の負担

国庫は、令で定めるところにより、2の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担すること。（法第22条及び令第4条関係）

5 公課及び差押えの禁止

租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができないこと。また、援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとなしにかかわらず、差し押さえることができないこと。（法第23条関係）

6 援護の実施に関する留意事項

- (1) 援護の実施に当たっては、この制度の趣旨にかんがみ、入所者等に関する秘密の保持について細心の注意を払うこと。
- (2) 具体的な援護の決定及び実施に関する事務は、従来どおり都道府県衛生部局において直接これを処理することとし、保健所長にこれを委任しないこと。

第7 その他の事項

1 らい予防法の廃止に関する法律の廃止

廃止法は、廃止すること。(附則第2条関係)

2 らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置

- (1) 法の施行前に行われ、又は行われるべきであった1の規定による廃止前の廃止法(以下「旧廃止法」という。)第6条の規定による援護については、なお従前の例によるものとする。こと。(法附則第3条関係)
- (2) 法の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第7条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例によること。(法附則第4条関係)
- (3) 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第26条の規定は、なおその効力を有すること。(法附則第5条関係)

3 厚生労働省設置法の一部改正

以下の事項を追加するものとする。

- (1) 厚生労働大臣は、法第12条第1項の措置として、厚生労働省設置法第16条第1項に定める事務のほか、国立ハンセン病療養所に、入所者に対する医療の提供支障がない限り、入所者以外の者に対する医療を行わせることができること。(法附則第8条関係)
- (2) 国立ハンセン病療養所は、法第12条第1項の措置として、利用省令で定めるところにより、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、その土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供することができること。(法附則第8条関係)

第8 関係通知の廃止

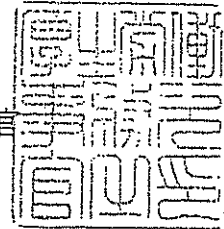
平成8年3月31日発健医第110号本職通知「らい予防法の廃止に関する法律の施行について(依命通知)」は、平成21年3月31日をもって廃止する。



厚生労働省発健第 0401033 号
平成 21 年 4 月 1 日

各 国立ハンセン病療養所長 殿

厚生労働事務次官



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成 20 年法律第 82 号をもって公布され、これに伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条に規定する援護に関する政令（以下「令」という。）が、平成 21 年政令第 22 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が、平成 21 年厚生労働省令第 75 号をもって、厚生労働省設置法第 16 条第 9 項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（以下「利用省令」という。）が、平成 21 年厚生労働省令第 85 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所告示」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 236 号をもって、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下「厚生労働大臣が定める者告示」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 237 号をもって、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（以下「死没者改葬費支給規程」という。）が、平成 21 年厚生労働省告示第 238 号をもって、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程等の一部を改正する件が、平成 21 年厚生労働省告示第 239 号をもって公布され、いずれも平成 21 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。その制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、その施行に遺憾なきを期されたい。

なお、参考までに、本件に関する各都道府県知事あて通知の写しを添付する。

記

第 1 制定の趣旨

らい予防法（昭和 28 年法律第 214 号。以下「予防法」という。）を中心とする国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた被害については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）により、精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題について解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた被害

の回復には、未解決の問題が多く残されている。今回の法は、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、必要な事項を定めるものである。(法前文及び法第1条関係)

第2 総則に関する事項

1 定義

- (1) 法における「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所をいうこと。(法第2条第1項関係)
- (2) 法における「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成13年厚生労働省告示第224号）第1項各号に掲げるハンセン病療養所（以下「厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所」という。）をいうこと。(法第2条第2項及びハンセン病療養所を定める告示関係)
- (3) 法における「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下「廃止法」という。）により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいうこと。(法第2条第3項関係)

2 基本理念

- (1) ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならないこと。(法第3条第1項関係)
- (2) ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならないこと。(法第3条第2項関係)
- (3) 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。(法第3条第3項関係)

3 国及び地方公共団体の責務

国は、第2の2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。(法第4条関係)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。(法第5条関係)

4 ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置

国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患

者であつた者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第6条関係)

第3 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障に関する事項

1 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第3の3及び第4の1を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。こと。(法第7条関係)

2 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所

(1) 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病患者であつた者と国との間で合意された平成14年1月28日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立している者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。こと。(法第8条第1項及び厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所告示関係)

(2) 国は、(1)により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。こと。(法第8条第2項関係)

3 国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置

国は、入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所者している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。こと。(法第9条関係)

4 意思に反する退所及び転所の禁止

国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。こと。(法第10条関係)

5 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置

(1) 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。(法第11条第1項関係)

(2) 地方公共団体は、(1)の国の施策に協力するよう努めるものとする。こと。(法第11条第2項関係)

6 良好な生活環境の確保のための措置等

国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができること。また、当該措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならないこと。（法第12条関係）

7 福利の増進

国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。（法第13条関係）

第4 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助に関する事項

1 社会復帰の支援のための措置

国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。（法第14条関係）

2 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給

- (1) 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。（法第15条第1項関係）
- (2) 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。（法第15条第2項関係）
- (3) ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な事項は、規則で定めること。（法第15条第3項及び規則関係）
- (4) 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができないこと。（法第15条第4項）

3 ハンセン病等に係る医療体制の整備

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。（法第16条関係）

4 相談及び情報の提供等

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。（法第17条関係）

第5 名誉の回復及び死没者の追悼に関する事項

国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する

正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費（以下「国立ハンセン病療養所等死没者改葬費」という。）の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（法第18条関係）

なお、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費の支給に関し必要な事項は、死没者改葬費支給規程で定めること。（死没者改葬費支給規程関係）

第6 親族に対する援護に関する事項

1 親族に対する援護の実施

入所者の親族に対する援護については、廃止法第6条に基づき行われていたところであるが、法においても引き続き行うものとしたこと。また、その対象、種類及び範囲については、従前と同一とし、その内容については、以下のとおりとしたこと。

- (1) 援護は、入所者等の親族のうち、当該入所者等が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者に対して行われるものとしたこと。（法第19条第1項関係）
- (2) 援護の種類は、生活援助、教育援助、住宅援助、出産援助、生業援助及び葬祭援助の6種類としたこと。（法第19条第4項及び令第1条関係）
- (3) 援護の範囲は、葬祭援助を除く前記援助について、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づくこれに相当する援助の範囲と同一としたこと。なお、葬祭援助については、生活保護法第18条第2項に規定する葬祭扶助の範囲に相当する援護の範囲が設けられていないこと以外は、同法に基づく葬祭扶助の範囲と同一としたこと。（法第19条第4項及び令第1条関係）

2 都道府県の支弁

都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならないこと。（法第20条関係）

3 費用の徴収

- (1) 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治29年法律第89号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができること。（法第21条第1項関係）
- (2) 生活保護法第77条第2項及び第3項の規定は、(1)の場合に準用すること。（法第21条第2項関係）

4 国庫の負担

国庫は、令で定めるところにより、2の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担すること。（法第22条及び令第4条関係）

5 公課及び差押えの禁止

租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができないこと。また、援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、差し押さえることができないこと。（法第23条関係）

第7 その他の事項

1 らい予防法の廃止に関する法律の廃止

廃止法は、廃止すること。(附則第2条関係)

2 らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置

- (1) 法の施行前に行われ、又は行われるべきであった1の規定による廃止前の廃止法(以下「旧廃止法」という。)第6条の規定による援護については、なお従前の例によるものとする。こと。(法附則第3条関係)
- (2) 法の施行の前日に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第7条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例によること。(法附則第4条関係)
- (3) 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第26条の規定は、なおその効力を有すること。(法附則第5条関係)

3 厚生労働省設置法の一部改正

以下の事項を追加するものとする。

- (1) 厚生労働大臣は、法第12条第1項の措置として、厚生労働省設置法第16条第1項に定める事務のほか、国立ハンセン病療養所に、入所者に対する医療の提供支障がない限り、入所者以外の者に対する医療を行わせることができること。(法附則第8条関係)
- (2) 国立ハンセン病療養所は、法第12条第1項の措置として、利用省令で定めるところにより、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、その土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供することができること。(法附則第8条関係)

第8 関係通知の廃止

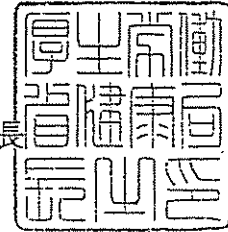
平成8年3月31日発健医第110号本職通知「らい予防法の廃止に関する法律の施行について(依命通知)」は、平成21年3月31日をもって廃止する。



健 発 第 0401007 号
平成 21 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び関係政省令等の施行については平成 21 年 4 月 1 日厚生労働省発健第 0401032 号厚生労働省事務次官通知により通知したところであるが、その細部に関しては、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、参考までに、本件に関する各国立ハンセン病療養所長あて通知の写しを添付する。

記

第 1 国立ハンセン病療養所における入所者に対する措置に関する事項

法第 7 条は、国立ハンセン病療養所において、その入所者に対して必要な療養を行うことを規定しているが、これは、国立ハンセン病療養所以外での医療の提供を妨げる趣旨ではなく、国の責任において、入所者に対する医療を提供すべきことを明確にする趣旨を明らかにしたものであり、国立ハンセン病療養所で提供できない医療について、外部の医療機関との委託により実施する委託治療の実施を含む趣旨であること。

なお、委託治療の実施に当たっては地域の各医療機関の理解と協力が不可欠であることから、貴職におかれては、管下地域医療機関の協力について特段の御配慮をお願いする。

第 2 親族に対する援護に関する事項

1 援護の対象

援護の対象に該当するか否かを認定するに当たっては、入所者の入所期間が長期にわたっていること等にかんがみ、これを柔軟に行うこと。特に、法による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）に基づく援護を受けている者については、原則として該当するものとして取り扱うこと。

2 援護の要否及び程度

- (1) 援護の要否及び程度は、世帯を単位として定め、これにより難いときのみ、個人を単位として定めることができることとしたこと。なお、この場合の世帯とは、生計を一にしていれば足り、必ずしも居住地を同一にしていることを要しないこと。
- (2) 援護の要否及び程度は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準（一般基準及び特別基準の全てを含む。）の例により決定すること。

3 援護の実施及び方法

- (1) 援護は、要援護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。なお、本制度による援護は生活保護法に基づく保護とは異なり、職権による開始は行わないことに留意されたい。
- (2) 援護は、生活援助として行われる衣料、寝具の支給及び移送等について現物給付を相当とする場合を除き、原則として金銭給付によること。また、援護金品は、前記のような一時的給付並びに生業援助、出産援助及び葬祭援助等により一時的金銭給付を行う場合を除き、原則として一か月分に相当する金額を前渡しすること。
- (3) 援護金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付することとしたこと。したがって、援護金品を、入所者に交付することは認められないこと。

第3 新規患者の取扱いに関する事項

ハンセン病は、特別に取り扱われるべき疾病ではなく、原則として外来診療によって対応されるべきであること。

第4 関係通知の廃止

平成8年3月31日健医発第426号厚生省保健医療局長通知「らい予防法の廃止に関する法律の施行について」は平成21年3月31日をもって廃止する。

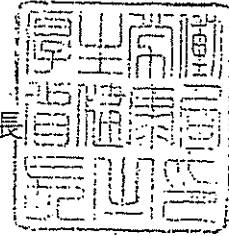


健 発 第 0401008 号

平 成 2 1 年 4 月 1 日

各 国立ハンセン病療養所長 殿

厚生労働省健康局長



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号。以下「法」という。）及び関係政省令等の施行については平成21年4月1日厚生労働省発健第0401033号厚生労働省事務次官通知により通知したところであるが、その細部に関しては、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、参考までに、本件に関する各国立ハンセン病療養所長あて通知の写しを添付する。

記

第1 国立ハンセン病療養所における入所者に対する措置に関する事項

法第7条は、国立ハンセン病療養所において、その入所者に対して必要な療養を行うことを規定しているが、これは、国立ハンセン病療養所以外での医療の提供を妨げる趣旨ではなく、国の責任において、入所者に対する医療を提供すべきことを明確にする趣旨を明らかにしたものであり、国立ハンセン病療養所で提供できない医療について、外部の医療機関との委託により実施する委託治療の実施を含む趣旨であること。

貴職におかれては、国立ハンセン病療養所に入所している者の医療ニーズに適切に応えられるよう、委託治療の受入れ医療機関の確保に努められたい。

第2 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所に関する事項

(1) らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）においては、非入所者の国立ハンセン病療養所への新規入所は認められていなかったが、法第8条により国立ハンセン病療養所の長は非入所者が国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする事となったこと。

(2) 法第8条により、国立ハンセン病療養所の長は、退所者又は非入所者が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させな

いことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させることとしている。国立ハンセン病療養所の長が、入所を認めない場合の「正当な理由」とは、例えば、当該入所希望者が入所することにより、既に療養所に入所している者の療養生活の著しい妨げとなる場合をいうものであること。したがって、本規定は、国立ハンセン病療養所の長に対し、再入所の適否についての自由な裁量を認める趣旨のものではないこと。また、「正当な理由」があるものとして入所させない旨の決定をするに当たっては入所者の自治会と協議の上決定するなど、厳に慎重を期されたいこと。

なお、再入所及び新規入所の条件として規定している「必要な療養」とは、何らかの療養が必要であれば足りるのであって、ハンセン病の再発の場合等に限られるものではないので留意されたい。

第3 新規患者の取扱いに関する事項

ハンセン病は、特別に取り扱われるべき疾病ではなく、原則として外来診療によって対応されるべきであること。

第4 関係通知の廃止

平成8年3月31日健医発第426号厚生省保健医療局長通知「らい予防法の廃止に関する法律の施行について」は平成21年3月31日をもって廃止する。



医政医療発第0401002号
健疾発第0401002号
平成21年4月1日

各 都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局政策医療課長

厚生労働省健康局疾病対策課長



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成20年法律第82号をもって公布され、これに伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が、平成21年3月31日に、平成21年厚生労働省令第75号をもって公布されたところである。また、これと同日に、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（以下「死没者改葬費支給規程」という。）が、平成21年厚生労働省告示第238号をもって、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程等の一部を改正する件（以下「一部改正告示」という。）が、平成21年厚生労働省告示第239号をもって公布されたところである。これらはいずれも平成21年4月1日から施行するものとされている。

その主な内容は、下記のとおりであるので、その内容につき十分御了知の上、関係者への周知等につき特段の御配慮をお願いする。

記

第1 概要

1 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金

国は、法第15条第1項及び第2項の規定により退所者に対し、ハンセン病療養所退所者給与金（以下「退所者給与金」という。）を、非入所者に対し、ハンセン病療養所非入所者給与金（以下「非入所者給与金」という。）を支給するものとする。また、退所者給与金及び非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な

事項は、省令で定めることとすること。(法第15条及び規則関係)

2 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費

法第18条の国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費として、国は、死没者の遺族に対して国立ハンセン病療養所等死没者改葬費(以下「死没者改葬費」という。)を支給すること。なお、死没者改葬費の支給に関し必要な事項は、死没者改葬費支給規程で定めることとすること。(法第18条及び死没者改葬費支給規程関係)

第2 給与金の支給等に係る注意事項

1 新規認定退所者について

(1) 国立ハンセン病療養所等を退所し、給与金の支給を受けたことがある者が、必要な療養を受けるため再び国立ハンセン病療養所等に入所し、その後再び退所した場合にあっては、その入所期間が3月以内であるとき、規則第1条第4項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、この規定が適用されるのは1度に限るものとする。

(2) 平成13年度(平成13年4月1日～平成14年3月31日)において、国立ハンセン病療養所等の外で宿泊した日数がおおむね122日以上である者を原則として規則第1条第4項第2号に規定する者とする。ただし、その判断に当たっては、その者の生活の実態、入所者給与金の受給状況等を勘案し、総合的に行うものとする。(規則第1条第4項第2号関係)

2 認定非入所者の新規入所について

(1) 法第8条の規定により、認定非入所者が国立ハンセン病療養所に入所(以下「新規入所」という。)した場合、当該認定非入所者は、法第2条第3項に規定する入所者となるため、非入所者給与金の支給要件に該当しなくなるものであること。その際、当該入所者は、非入所者に該当しなくなった旨を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならないこと。(規則第14条第5項第2号関係)

(2) 認定非入所者が新規入所し非入所者給与金の支給要件に該当しなくなった後、必要な療養を終えて退所する等により再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る非入所者給与金の支給を受けようとするときは、必要な事項を記載した請求書等を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならないこと。(規則第10条第4項関係)

3 その他

(1) 入所者給与金との併給を避けるための調整について

「入所者給与金支給要領」に従うものとする。

(2) 給与金の請求の受付について

給与金の請求の受付は、厚生労働省健康局疾病対策課ハンセン病係及び全国13箇所の国立ハンセン病療養所とすること。

給与金の請求の受付に際し、以下の事項について、特に御留意願いたいこと。

① 添付書類等

給与金の請求に際し、請求者は多くの書類を添付する必要があるため、受付時にそれらの書類を十分に確認し、それらの書類に万一不備があった場合、速やかにその不備を説明し、その補完を促す等、適切に対応されたいこと。

なお、給与金の請求に係る書類等に不備がある場合にあっては、これを受理しないものとする。

② 受理印

給与金は、請求された月の翌月から支給されることから、受付時に、受付年月日が明らかになる受理印を押印するものとし、国立ハンセン病療養所において受け付けた場合にあっては、速やかに厚生労働省健康局疾病対策課に送付するものとする。

4 様式

(1) 退所者給与金関係

① 退所者給与金受給資格及び受給認定請求書

規則第2条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、様式1「ハンセン病療養所退所者給与金受給資格及び受給額認定請求書」を用いること。

② 退所者給与金支給決定通知書

厚生労働省は、規則第2条により請求があった場合、速やかにこれを審査し、支給の可否及び支給する月額を決定し、様式2により通知すること。また、規則第4条の規定により、支給する月額が改定された場合も、同様とすること。

③ 届出

規則第6条第1項に規定する届出を行う場合にあっては、様式3によりこれを行うこと。

④ 現況届

規則第6条第2項に規定する現況届を提出する場合にあっては、様式4によりこれを行うこと。

⑤ 変更届

規則第6条第4項及び第5項に規定する変更の申請を行う場合にあっては、様式5によりこれを行うこと。

(2) 非入所者給与金関係

① 非入所者給与金受給資格及び受給認定請求書

規則第10条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、様式6「ハンセン病療養所非入所者給与金受給資格及び受給額認定請求書」を用いること。

② 非入所者給与金支給決定通知書

厚生労働省は、規則第10条により請求があった場合、速やかにこれを審査し、支給の可否及び支給する月額を決定し、様式7により通知すること。また、規則第12条の規定により、支給する月額が改定された場合も、同様とすること。

③ 届出

規則第14条第1項に規定する届出を行う場合にあっては、様式8によりこれを行うこと。

④ 現況届

規則第14条第3項に規定する現況届を提出する場合にあっては、様式9によりこれを行うこと。

⑤ 変更届

規則第14条第5項及び第6項に規定する変更の申請を行う場合にあっては、様式10によりこれを行うこと。

⑥ 援護加算を申請する場合

規則第7条第3項の援護加算の申請を行う場合にあっては、様式11、様式12、様式13及び様式14によりこれを行うこと。

第3 死没者改葬費支給に係る注意点

1 死没者改葬費支給規程第3の3に規定する書類について

改葬を行った年月日及び場所を明らかにすることができる書類としては、墓地・埋葬に関する法律(昭和23年法律第48号)に定める市町村長の改葬許可証、葬儀業者の領収書等の書類が考えられること。

2 死没者改葬費の支給の対象範囲について

国立ハンセン病療養所等の納骨堂に収蔵されている死没者の焼骨を日本国外に改葬する場合にあっては、改葬費の支給の対象外となること。

3 死没者改葬費に係る請求書等の様式について

死没者改葬費に係る請求書等の様式については、死没者改葬費支給規程において示されていること。

第4 経過措置

1 規則による改正前のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(平成13年厚生労働省令第133号。以下「改正前の補償金の支給等に関する規則」という。)第5条第1項第1号の退所者給与金を支給されている者は、規則第2条第1項の規定による認定を受けたものとみなすこと。

2 改正前の補償金の支給等に関する規則第5条第1項第2号の非入所者給与金を支給されている者は、規則第10条第1項の規定による認定を受けたものとみなすこと。

3 一部改正告示による廃止前の国内ハンセン病療養所退所者給与金支給規程第4条の規定により提出された請求書は省令第2条の規定により提出された請求書とみなすこと。また、一部改正告示による廃止前の国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程第5条の規定により提出された請求書は、省令第10条により提出された請求書とみなすこと。

4 死没者改葬費支給規程による廃止前の国内ハンセン病療養所死没者改葬費支給規程(平成14年厚生労働省告示第165号。以下「廃止前の改葬費支給規程」という。)の様式第1号により使用されている書類は、死没者改葬費支給規程による様式第1号によるものとみなすこと。また、廃止前の改葬費支給規程の様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

- 5 平成14年健疾発第0401001号・病院政発第0401001号厚生労働省健康局疾病対策課長・厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長連名通知における給与金に係る様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第5 関係告示、通知の廃止について

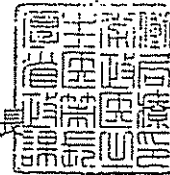
- 1 一部改正告示により、国内ハンセン病療養所退所者給与金支給規程（平成14年厚生労働省告示第166号）及び国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程（平成17年厚生労働省告示第214号）は、平成21年3月31日をもって廃止すること。
- 2 死没者改葬費支給規程により、国内ハンセン病療養所死没者改葬費支給規程（平成14年厚生労働省告示第165号）は、平成21年3月31日をもって廃止すること。
- 3 平成14年健疾発第0401001号・病院政発第0401001号厚生労働省健康局疾病対策課長・厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長連名通知は廃止すること。



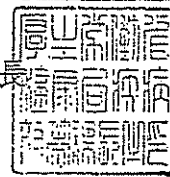
医政医療発第0401002号
健疾発第0401002号
平成21年4月1日

各
〔国立ハンセン病療養所長
私立ハンセン病療養所長〕
殿

厚生労働省医政局政策医療課長



厚生労働省健康局疾病対策課長



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則等の施行について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成20年法律第82号をもって公布され、これに伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が、平成21年3月31日に、平成21年厚生労働省令第75号をもって公布されたところである。また、これと同日に、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（以下「死没者改葬費支給規程」という。）が、平成21年厚生労働省告示第238号をもって、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院所規程等の一部を改正する件（以下「一部改正告示」という。）が、平成21年厚生労働省告示第239号をもって公布されたところである。これらはいずれも平成21年4月1日から施行するものとされている。

その主な内容は、下記のとおりであるので、その内容につき十分御了知の上、関係者への周知等につき特段の御配慮をお願いする。

記

第1 概要

1 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金

国は、法第15条第1項及び第2項の規定により退所者に対し、ハンセン病療養所退所者給与金（以下「退所者給与金」という。）を、非入所者に対し、ハンセン病療養所非入所者給与金（以下「非入所者給与金」という。）を支給するものとする。また、退所者給与金及び非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な事項は、省令で定めることとする。（法第15条及び規則関係）

2 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費

法第18条の国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費として、国は、死没者の遺族に対して国立ハンセン病療養所等死没者改葬費（以下「死没者改葬費」という。）を支給すること。なお、死没者改葬費の支給に関し必要な事項は、死没者改葬費支給規程で定めることとする。（法第18条及び死没者改葬費支給規程関係）

第2 給与金の支給等に係る注意事項

1 新規認定退所者について

(1) 国立ハンセン病療養所等を退所し、給与金の支給を受けたことがある者が、必要な療養を受けるため再び国立ハンセン病療養所等に入所し、その後再び退所した場合にあっては、その入所期間が3月以内であるとき、規則第1条第4項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、この規定が適用されるのは1度に限るものとする。

(2) 平成13年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）において、国立ハンセン病療養所等の外で宿泊した日数がおおむね122日以上である者を原則として規則第1条第4項第2号に規定する者とする。ただし、その判断に当たっては、その者の生活の実態、入所者給与金の受給状況等を勘案し、総合的に行うものとする。（規則第1条第4項第2号関係）

2 認定非入所者の新規入所について

(1) 法第8条の規定により、認定非入所者が国立ハンセン病療養所に入所（以下「新規入所」という。）した場合、当該認定非入所者は、法第2条第3項に規定する入所者となるため、非入所者給与金の支給要件に該当しなくなるものであること。その際、当該入所者は、非入所者に該当しなくなった旨を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならないこと。（規則第14条第5項第2号関係）

(2) 認定非入所者が新規入所し非入所者給与金の支給要件に該当しなくなった後、必要な療養を終えて退所する等により再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る非入所者給与金の支給を受けようとするときは、必要な事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならないこと。（規則第10条第4項関係）

3 その他

(1) 入所者給与金との併給を避けるための調整について
「入所者給与金支給要領」に従うものとする。

(2) 給与金の請求の受付について

給与金の請求の受付は、厚生労働省健康局疾病対策課ハンセン病係及び全国13箇所（箇所）の国立ハンセン病療養所とすること。

給与金の請求の受付に際し、以下の事項について、特に御留意願いたいこと。

① 添付書類等

給与金の請求に際し、請求者は多くの書類を添付する必要があるので、受付時にそれらの書類を十分に確認し、それらの書類に万一不備があった場合、速やかにその不備を説明し、その補完を促す等、適切に対応されたいこと。

なお、給与金の請求に係る書類等に不備がある場合にあっては、これを受理しないものとする。

② 受理印

給与金は、請求された月の翌月から支給されることから、受付時に、受付年月日が明らかになる受理印を押印するものとし、国立ハンセン病療養所において受け付けた場合にあっては、速やかに厚生労働省健康局疾病対策課に送付するものとする。

4 様式

(1) 退所者給与金関係

① 退所者給与金受給資格及び受給認定請求書

規則第2条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、様式1「ハンセン病療養所退所者給与金受給資格及び受給額認定請求書」を用いること。

② 退所者給与金支給決定通知書

厚生労働省は、規則第2条により請求があった場合、速やかにこれを審査し、支給の可否及び支給する月額を決定し、様式2により通知すること。また、規則第4条の規定により、支給する月額が改定された場合も、同様とすること。

③ 届出

規則第6条第1項に規定する届出を行う場合にあっては、様式3によりこれを行うこと。

④ 現況届

規則第6条第2項に規定する現況届を提出する場合にあっては、様式4によりこれを行うこと。

⑤ 変更届

規則第6条第4項及び第5項に規定する変更の申請を行う場合にあっては、様式5によりこれを行うこと。

(2) 非入所者給与金関係

① 非入所者給与金受給資格及び受給認定請求書

規則第10条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、様式6「ハンセン病療養所非入所者給与金受給資格及び受給額認定請求書」を用いること。

② 非入所者給与金支給決定通知書

厚生労働省は、規則第10条により請求があった場合、速やかにこれを審査し、支給の可否及び支給する月額を決定し、様式7により通知すること。また、規則第12条の規定により、支給する月額が改定された場合も、同様とすること。

③ 届出

規則第14条第1項に規定する届出を行う場合にあっては、様式8によりこれを行うこと。

④ 現況届

規則第14条第3項に規定する現況届を提出する場合にあっては、様式9により

これを行うこと。

⑤ 変更届

規則第14条第5項及び第6項に規定する変更の申請を行う場合にあっては、様式10によりこれを行うこと。

⑥ 援護加算を申請する場合

規則第7条第3項の援護加算の申請を行う場合にあっては、様式11、様式12、様式13及び様式14によりこれを行うこと。

第3 死没者改葬費支給に係る注意点

1 死没者改葬費支給規程第3の3に規定する書類について

改葬を行った年月日及び場所を明らかにすることができる書類としては、墓地・埋葬に関する法律(昭和23年法律第48号)に定める市町村長の改葬許可証、葬儀業者の領収書等の書類が考えられること。

2 死没者改葬費の支給の対象範囲について

国立ハンセン病療養所等の納骨堂に収蔵されている死没者の焼骨を日本国外に改葬する場合にあっては、改葬費の支給の対象外となること。

3 死没者改葬費に係る請求書等の様式について

死没者改葬費に係る請求書等の様式については、死没者改葬費支給規程において示されていること。

第4 経過措置

1 規則による改正前のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(平成13年厚生労働省令第133号。以下「改正前の補償金の支給等に関する規則」という。)第5条第1項第1号の退所者給与金を支給されている者は、規則第2条第1項の規定による認定を受けたものとみなすこと。

2 改正前の補償金の支給等に関する規則第5条第1項第2号の非入所者給与金を支給されている者は、規則第10条第1項の規定による認定を受けたものとみなすこと。

3 一部改正告示による廃止前の国内ハンセン病療養所退所者給与金支給規程第4条の規定により提出された請求書は省令第2条の規定により提出された請求書とみなすこと。また、一部改正告示による廃止前の国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程第5条の規定により提出された請求書は、省令第10条により提出された請求書とみなすこと。

4 死没者改葬費支給規程による廃止前の国内ハンセン病療養所死没者改葬費支給規程(平成14年厚生労働省告示第165号。以下「廃止前の改葬費支給規程」という。)の様式第1号により使用されている書類は、死没者改葬費支給規程による様式第1号によるものとみなすこと。また、廃止前の改葬費支給規程の様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

- 5 平成14年健疾発第0401001号・病院政発第0401001号厚生労働省健康局疾病対策課長・厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長連名通知における給与金に係る様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第5 関係告示、通知の廃止について

- 1 一部改正告示により、国内ハンセン病療養所退所者給与金支給規程（平成14年厚生労働省告示第166号）及び国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程（平成17年厚生労働省告示第214号）は、平成21年3月31日をもって廃止すること。
- 2 死没者改葬費支給規程により、国内ハンセン病療養所死没者改葬費支給規程（平成14年厚生労働省告示第165号）は、平成21年3月31日をもって廃止すること。
- 3 平成14年健疾発第0401001号・病院政発第0401001号厚生労働省健康局疾病対策課長・厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長連名通知は廃止すること。